

地域の方に学ぶ郷土料理「みょうがまんじゅう」

～坂本町生活研究グループ連絡協議会会員による家庭科実習を開催～

7月6日(水)、坂本中学校1年生6名と八竜小学校1・2年生6名を対象に、坂本町生活研究グループ連絡協議会の有志3名を講師に迎え、地域の方に学ぶ郷土料理実習が開催され、みょうがまんじゅうづくりを行いました。

まずは、米粉と小麦粉を混ぜて生地を作ります。次に生地であんこを包み、みょうがの葉で三角形になるように巻きますが、中には、細長いまんじゅうやうさぎ型のまんじゅうも出来ていました。

最後に、蒸しあがったあつあつのみょうがまんじゅうを、みんなで食べました。自分たちで作った「みょうがまんじゅう」は、また特別においしかったようで、みんなパクパクと食べていました。

今回子ども達は、坂本の素晴らしい郷土料理づくりを体験することができ、有意義な実習となりました。



「災害復興住宅融資相談会」のお知らせ

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、自然災害で被害を受けた住宅を復旧するための「災害復興住宅融資」の相談会を開催しています。**ご高齢の方が利用できるメニューもありますので、住宅の復旧(建設・購入・補修)をご検討の方は、ぜひ一度ご相談ください。**

ご予約いただいた方を優先させていただきます。

相談会予約連絡先：096-241-6180(平日 9:00～17:00)

なお、完全予約制ではありませんので、予約なしでものご相談も受け付けますが、お待ちいただく場合があります。

また、八代市においては、熊本県建築士会八代支部相談会でも住宅金融支援機構職員による相談対応を行っていますので、ぜひご来場ください。

○災害復興住宅融資 相談会スケジュール(8月)

相談会場等	開催日	時間
熊本県建築士会八代支部相談会(八代地域支え合いセンター)	8月7日(日)	午後1時～午後4時
定期相談会(八代市地域支え合いセンター)	8月10日(水)	午前10時～午後4時
熊本県建築士会八代支部相談会(八代地域支え合いセンター)	8月21日(日)	午後1時～午後4時
定期相談会(八代市地域支え合いセンター)	8月24日(水)	午前10時～午後4時

《問い合わせ》住宅金融支援機構熊本復興支援グループ 高木、林田 ☎096-241-6180
八代市地域支え合いセンター 八代市本町一丁目10番41号(がらっば広場横) ☎62-8166

毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。

複合(集団)健診! 追加実施決定!



春に実施しました複合(集団)健診(希望する特定健診やがん検診などが半日で受けられます)をご好評につき秋にも実施することが決定しました。今年度まだ健診をお受けでない人、申し込みをしていない人は、八代市保健センターまで、**ぜひお申し込みください!**

※定員になり次第締め切ります。

※感染予防対策を徹底した上で実施します。

複合健診日程

月日	曜日	場所
10月16日	日	八代市保健センター
11月3日	木(祝)	鏡保健センター
11月13日	日	八代市保健センター

対象者と自己負担金

健診の種類	対象者	自己負担金(円)
特定健診(国保加入者)	40歳～74歳	500
後期高齢者健診	75歳～(65歳～後期高齢者医療保険加入含む)	800
肺がん・結核検診	40歳以上(必要な人のみ+喀痰検査)	400(800)
大腸がん検診	40歳以上	500
胃がん検診(バリウム)	40歳以上	1,500
腹部超音波検診	40歳以上	1,100
乳がん検診	40歳～49歳の女性 マンモグラフィ2方向	1,600
	50歳以上の女性 マンモグラフィ1方向	1,200
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,200

※各健(検)診の受診は年に1回までです。同じ健(検)診を2回受けることはできません。

※各がん検診は、国保加入者以外の人も受診できます。

申込み・問い合わせ先

八代市保健センター
TEL: 32-7200
(午前8時30分～午後5時15分
土日祝日を除く)



健診は、「健康づくり応援ポイント」の対象です!

～行政・法律合同相談会のお知らせ～

お困りごとを解決するために、行政相談員・法律相談員に相談してみませんか?

相談は無料です。秘密は厳守されます。

と き : 令和4年8月12日(金)
時 間 : 午前10時～午後3時
場 所 : 坂本支所仮設庁舎 会議室
行政相談 : 森上 幸久 氏
熊本行政評価事務所職員
法律相談 : 熊本県弁護士会会員



《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

★★★市税等の納期について★★★

8月31日(水)納期限のものは

- 市県民税 2期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 2期
- 簡易水道使用料8月分<7月使用分>

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212